

第三者評価結果

事業所名：たいせつ保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b

<コメント>

児童憲章、保育所保育指針に基づき、園の「保育理念」「保育方針」「保育目標」に沿って各年齢の発達を踏まえた全体的な計画を園長が作成しています。年度末に保育士や栄養士と1年間の保育を振り返り、話し合う時間を持ち、意見を取り入れて見直し作成しています。子どもと家庭の状況や地域の実態を踏まえ、全体的な計画は年齢ごとの養護、教育(健康・人間関係・環境・言葉・表現・食を営む力の基礎)の具体的なねらいや内容を記載し、神奈川区の文化を継承する、と明記し、地域とのかかわり、健康支援、食育の推進、子育て支援、職員の資質向上、災害への備え、衛生・安全管理などが記載されています。更に今後は保護者の理解を深めるために、全体的な計画の説明や配布、いつでも見ることができる場所での掲示などの方法を考えていくことが期待されます。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

<コメント>

保育園は事務室、調理室、保育室を含め、ワンフロアになっています。床や壁、部屋の間仕切りや配膳台、ベンチなど全てが木製で温かみのある環境です。エアコンや床暖房、空気清浄機を設置して室温、湿度をこまめにチェックし、また換気をして、適切な状態に保たれています。寝具は夏場は毎月それ以外は隔月に業者が布団洗濯乾燥を行っています。保育教材やおもちゃはガイドラインに沿って毎日消毒して衛生的に、かつ破損がないか、など細心の注意を払って管理しています。保育室は作り付けの棚があり、子ども達が主体的におもちゃを選んで遊び、片付けられるように工夫されています。季節や子ども達の発達に合わせ、絵本やおもちゃ、教材を随時変更し、環境を整えています。子どもが落ち着ける好きな場所を確保できるように、サンルームや事務所を使ったり、パーテーションを用いたりしています。園内は清潔に保たれ、心地よく過ごせるようにしています。手洗い場やトイレは明るく清潔に保たれています。

A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
---	---

<コメント>

ワンフロアの小さな園のため、普段から全員の様子を職員は把握しています。子どもの発達や家庭環境を会議などで確実に伝え、園全体で共有し、適切な保育が出来るよう心掛けています。子どもの発達を考慮して、クラスの枠を超えて食事をしたり、遊んだり、子ども一人ひとりが心地よく過ごせるようにしています。園長は、子どもの人権を守り意思を尊重するよう職員に指導し、会議でも折に触れて取り上げています。表現する力が十分でない子どもには、表情やしぐさ、視線から気持ちを汲み取り代弁するように努めています。マイナスの気持ちを言い出せない子どもには「言ってもいいよ」と背中を押すことをしたり、先回りせずに最後まで子どもの話をよく聴き、出来る限り受け止めています。自己主張や自我の育ちについては、気持ちが整理できるような声掛けをして、気持ちを切り替えられるまで待っています。保育士は子どもの年齢に合ったわかりやすい言葉づかいで話し、大きな声やせかず言葉は使わず、肯定的な言葉を使って穏やかに子どもたちを待つように努めています。園長は保育の様子に気を配り、必要に応じて声を掛け指導しています。

A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
---	---

<コメント>

一人ひとりの子どもの発達に合わせて、基本的な生活習慣が身につくように配慮しています。園は、保護者から子どもの家庭での様子を聞き、自主性を尊重して、自らやろうとする気持ちを大切にしています。子どものやりたい気持ちは大事にして、無理強いすることはありません。なぜ嫌なのか子どもに合わせて探り、自分からやろうとする時が来るのを待つなど、個々の子どもに応じた援助を行っています。保育士が「衣服をたたむ」「片付ける」などの姿を見せて自分からやってみたくするようにしています。そして出来た時にはその場で認めて褒め、自分でできた喜びを感じられるようにしています。1日の流れは絵カードにしてわかりやすく知らせています。子どもたちの成長をクラス内で話し合い、トイレトレーニングなどは家庭とも情報の共有をして、随時計画の見直しを行っています。特に月齢、体調、長時間にわたる保育の状態に合わせ、活動や休息のバランスに配慮し、午前寝や夕寝をすることもあります。手洗い、うがいの大切さは発達年齢に合わせてわかりやすく何度も繰り返して説明しています。

【A5】 A-1-(2)-④  
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

自分たちが好きなおもちゃを選んで遊んだり、絵本を選んだりできるよう十分に数も揃え、取り出しやすく片付けやすい保育環境を整えています。子どもの意見を聞いて読む絵本を選んだり、手遊びをしたりしています。園の近くには自然豊かな公園や森があり、お天気がよければ毎日出かけて、子どもたちはしっかり身体を動かして遊んでいます。作った凧を持ってグラウンドを走ったり、砂場でママゴトや切り株でごっこ遊びをしたり、落ち葉をかき分けて虫を探したり、四季の変化を感じながら遊んでいます。友だち関係では個々の関わりを尊重し、保育士は介入しすぎないように見守り、徐々に思いを言葉で伝えていけるよう、双方の子どもの気持ちを代弁するなど配慮しています。子どもたちはクレヨンや絵の具、楽器、歌、リズム遊びなどの様々な表現活動を楽しんでいます。散歩で地域に出て、社会ルールを学んだり、ハロウィンで近隣のお店を回ったり、勤労感謝の日にカレンダーを制作して消防署などに届けたり、園庭で育てる種を買いに行くなど地域との交流があります。

【A6】 A-1-(2)-⑤  
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

一人ひとりの健康状態や、家庭で過ごす時間も含めた1日を見通した保育を行っており、午前寝や夕寝、授乳時間もそれぞれの子どものペースに合わせて、安心して過ごせるように配慮しています。保育士は子どもの欲求や要求を十分受け止め、応答的に関わり、子どもが安心感や心地よさを感じられるよう丁寧で優しい声で話しかけ、愛着関係を築けるよう努めています。ミルクをあげる時には抱っこして目と目を合わせ、必ず落ち着いた時間の中で1対1で関わっています。布製のおもちゃ、手作りおもちゃ、音の出るおもちゃ、絵本などが用意されていて、自分で棚から出して遊んだり、発達や興味に合わせて好きな遊びを選べる環境になっています。保育室内も散歩先でも探索行動ができるよう配慮して、子どもたちは自由に過ごしています。保育士の見守りの中で、散歩先でも自由にハイハイで進み、階段を登り、滑り台を滑るなど活発な動きが訪問時に観察できました。家庭とは連絡帳や送迎時に様子を伝えあい、日頃から連携を密にしています。離乳食の時期は特に連絡を取りあい、丁寧に進めています。

【A7】 A-1-(2)-⑥  
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

一人ひとりの遊びを大切に、また、自我の育ちを受け止めることを大事にして、安心して過ごせるようにしています。ママゴトやブロック、手作りのおもちゃなど、子どもたちが自分の好きな遊びを選べるように部屋の環境は整えられており、保育士と一緒に遊び、遊びが楽しく広がるような言葉掛けをしています。子どものやりたい気持ちの一方で、イヤイヤ期のやりたくない気持ちもそれぞれ大事にして、制止する・導く・諭すなどが無いように努め、受け止めるようにしています。気持ちを上手に伝えられない子どもには、気持ちを代弁したり一緒に言ったりして、関りの仲立ちをしています。朝夕は合同で過ごすので異年齢と過ごす時間として機会を作り、行事などでは異年齢の小さな集団をつくり兄弟のように過ごしています。理事長が日常的に保育現場に入り、子どもたちと関わったり、調理室が保育室の前にあるので、散歩の前後で子どもたちが調理員に声を掛けたり、調理員も喫食状況を見に行き子どもたちに声をかけるなど、様々な関わりがあります。保護者とは連絡帳や送迎時に様子を伝えあい、密に連携しています。

【A8】 A-1-(2)-⑦  
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

c

<コメント>

3歳以上児の受け入れがないため該当しません。(かながわ福祉サービス第三者評価推進機構のルールによりc評価となります)

【A9】 A-1-(2)-⑧  
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

保育室、トイレはバリアフリーになっています。乳児のみの園なので全員に個別支援計画があり、配慮の必要な子どもにはクラスの指導計画の中に子ども同士の関わりや配慮などが記載されています。配慮の必要な子どもの特性を職員全体で理解し、担任だけでなく必要に応じて園長や他クラスの職員が関わったり、クールダウンできるような空間作りや言葉のかけ方の工夫をしています。保護者とは連絡帳や面談などで連絡を密に取っています。日常の子どもの様子、クラスの様子などは会議などで他の職員にも伝え情報共有し、園全体で同じような関わりができるようにしています。保護者には入園のしおりに障害児保育について明記し、入園説明会でも説明しています。横浜市神奈川区こども家庭支援課や横浜市東部地域療育センターなど関係機関との連携があり、情報共有し、指導計画にも活かしています。神奈川区の主催する「要配慮児研修」を受けた職員は会議などで伝達を行い職員全体で理解を深めています。

【A10】 A-1-(2)-⑨  
それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

子どもたちの体調などを考慮し、家庭で過ごす時間も含めた1日を見通した保育を心掛けるようにしています。一人ひとりの生活リズムに配慮して、午前寝や夕寝、授乳をしています。夕方は異年齢の集団でお散歩に出掛けたり、ゆったりと過ごせる環境を作っています。好きな遊びができるように日中と違うおもちゃを出したり、年齢が上の子が年齢の低い子と一緒にいても、集中してじっくり遊び込むことが出来るように、おもちゃの出し方や配置を工夫しています。また時間帯によっては、体力の差と安全に考慮した遊びができるよう気を付けています。運営の職員は引継ぎの連絡ノートで伝達事項を把握して、保護者に伝え漏れがないようにしています。尚、年間指導計画には「長時間に渡る保育」の項目がありますが、全体的な計画の中にも「長時間にわたる保育」の項目をあけて考えていくことが望まれます。

【A11】 A-1-(2)-⑩  
小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

c

<コメント>

3歳以上児の受け入れがないため該当しません。(かながわ福祉サービス第三者評価推進機構のルールによりc評価となります)

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

【A12】 A-1-(3)-①  
子どもの健康管理を適切に行っている。

b

<コメント>

子どもの健康管理に関するマニュアルがあります。子どもたちは家庭で検温し、連絡帳に記載、園に入る時に検温して入室しています。また午睡明けに検温して体調を確認しています。登園時に保育士は子どもの様子を観察し、保護者と口頭でも健康状態の確認をしています。保健計画を作成し、保育に取り入れています。ケガや体調不良の場合は保護者に症状などを丁寧に伝え、その後の受診状況や経過について、確認しています。子どもたちの健康状態については職員間の連絡ノートを使って周知共有しています。予防接種の接種状況などはその都度家庭から知らせてもらい、年度末には健康台帳を返却し確認追記してもらっています。園だよりやクラスだよりで保護者に健康に関する取組を伝えています。SIDSについては顔色がわかるような明るさにカーテンを調整し、0歳児は5分おき、1歳児は10分おきにタイマーを掛け、胸や鼻先に手を当て確認、記録していますが、保護者にはSIDSについて説明する機会を設けていません。今後は入園説明会などで取り上げ、家庭でも注意喚起をすることが期待されます。

【A13】 A-1-(3)-②  
健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

<コメント>

嘱託医により、年に2回ずつ、健康診断と歯科健診を行っています。歯科では保護者に困っている事や質問などを書いて提出してもらい、それを視野に入れて健診を行い健診後に嘱託医が回答やコメントを書いて保護者に返しています。健診結果は所定の形式でそれぞれ保護者に伝えていきます。結果は健康台帳にも記載し、保育士は健康状態を把握周知しています。年齢に応じてわかりやすく、虫歯の話や歯磨きの大切さを絵本や紙芝居で説明しています。健診結果により、子どもたちに特に伝える必要がある場合は保育の中で取り上げています。普段から嘱託医とは連携がとれており、情報提供を受けたり、相談できる関係にあり、食事の介助の仕方などの助言を受けています。再受診が必要な場合は保護者が再受診したかどうか、会話の中で確認するようにしています。

【A14】 A-1-(3)-③  
アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

b

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもには「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」により、子どもの状況に応じた適切な対応をし、除去食や代替え食を提供しています。入園時や除去食の変更の確認は保護者、担任、栄養士、園長と面談して行っています。毎月のメニューは書面で保護者と確認した後、職員全員で確認し、更に毎朝その日の献立の確認を全職員で行っています。アレルギー対応の給食は、受け渡しの時に担任と確認し、クラスの担任間で再度確認して、一人用のテーブルに配膳し、そばに保育士がついています。アレルギー疾患のある子どもには口拭き、台拭きも専用の物を用意しています。栄養士は横浜市の行う食物アレルギーの研修に参加しています。入園説明会などでアレルギー疾患や既往症について保護者に説明しています。園はマニュアルの読み合わせを定期的に行っています。職員がより確実に配慮できるようにするため、子どもたちの既往症やアレルギー疾患などについて一覧表にしておくことが望まれます。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 午前中の活動でしっかり身体を動かしているため、どのクラスの子どもたちも落ち着いて意欲的に食事を楽しんでいます。保育士は子どもが苦手なものも「一口食べてみる？」と声を掛けますが、無理強いすることなく、子どもの様子を見ながら勧めています。食が進まない子どもに対しては保護者と相談の上、予め量を減らして提供し、「食べきった！」と言う気持ちとおかわりの喜びをもてるよう対応しています。食器、食具も子どもの扱いやすい物になっています。発達に沿った「食育計画」があり、プランターで栽培した夏野菜を目の前で切ってもらって食べたり、とうもろこしの皮むきや豆のさやむきをしたりして、食材に興味を持てるようにしています。保育室をレストランに仕立てて、保育士もお客さんになり、子どもたちも普段と違う雰囲気の中で給食を楽しむ機会も設けました。クラスの給食だよりも食育や給食の様子など園の取組を知らせ、隔月の「給食ドキュメンテーション」には、個々の給食の状況について栄養士がコメントを記載し、保護者からもコメントをもらっています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 栄養士は旬の横浜野菜や国産食材を使用し、子どもたちにいろいろな食材を食べてもらえるように6月からは毎日違う献立を考えています。調理員は食べやすい大きさや固さ、切り方にしたり、調理室から絵本の読み聞かせの様子を見て、お話のように野菜を型抜きしたり、ポテトサラダを登場人物の顔にしたりしています。ハロウィンやクリスマスなど行事の時にはそれぞれに彩りや形よく盛りつけるなど工夫して、子どもたちが喜ぶよう気配りをしています。調理室は1,2歳児の保育室に面したガラス窓から、お互いによく見えるようになっており、「行ってきます」「ただいま」などの挨拶のやり取りが行われています。栄養士や調理員は毎日喫食状況を確認し、子どもたちと会話しています。また、体調などにも配慮してきめ細かな対応をしています。離乳食では特に担任や家庭と連携を密に取り、子どもに合わせて丁寧に対応しています。保育参加の時には試食する機会を設けています。衛生管理マニュアルがあり、適切な衛生管理に努めています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 登降園の際の会話や連絡帳を用いて保護者と情報交換をしています。連絡帳には、園と家庭で1日の生活の流れの連続性がわかるよう、睡眠や食事、排泄などを園で記入し、保護者にも同じように家庭での様子について記入してもらっています。園だよりを毎月発行し、保育のねらいを知らせたり、クラスの状況を知らせたり、園長の思いを伝え、園の保育の様子を理解してもらえるよう努めています。月末にはクラスごとにドキュメンテーションを発行し、子どもたちの日常の姿を示し、担任から個人に向けてコメントを記載し、保護者からもコメントをもらって「せいちょうのあしあと」として個人ファイルに綴じています。卒園の時に成長の証として渡す予定です。年に3回の懇談会があります。親子ふれあいデーや給食試食週間などで保護者が園の日常を体験でき、成長を共有できる日があります。家庭の状況など情報交換した内容は必要に応じて記録し、園内で共有しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 登降園の際に園長や担任が保護者に声を掛け、連絡帳でやり取りなどをして、日々コミュニケーションを取って信頼関係を築けるように努めています。相談がある場合は迅速に対応できるようにし、保護者の勤務形態を考慮した時間を選んで、面談を行っています。また、急な延長保育や土曜保育などに柔軟に対応し、保護者の就労や家庭の様子に合わせて登園時間や夕方の活動を考慮するなど、保護者の支援を行っています。保護者との面談結果は記録し、職員間で同じ支援ができるよう相談内容は共有しています。保育士は、保護者からの相談にその場で返答することなく、園長や必要に応じて栄養士などに相談し、必要な助言を受けて返答しています。面談には園長が同席する場合があります。相談によっては神奈川県福祉保健センターなど他機関と連携しながら支援しています。尚、いつでも相談を受け付けていますが、今後は自分から言い出せない保護者のためにも、個人面談の期間を設け相談しやすい環境を作ることが期待されます。</p>	

【A19】 A-2-(2)-②  
家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

<コメント>

「虐待防止マニュアル」に基づいた対応と、予防チェックシートを用いた確認をしています。保育士は朝の受け入れ時の表情や日々の着替え時に全身の確認をおこない、子どもの姿に変化がないかなど細やかに観察し、保護者や家庭の様子など小さな変化にも注意を払い、虐待の兆候がないか気を配っています。気になるケガや痣があるなど虐待が疑われる場合は速やかに園内で共有し、職員全体で見守る体制があります。写真を撮り記録するなどして横浜市神奈川区こども家庭支援課と連携しています。保護者の様子で気になることがあれば、温かく声を掛け、仕事のことや子育ての大変さに共感し、時には努力を労いじっくり話を聴いて、保護者のストレスが軽減され虐待予防ができるよう努めています。引き続きマニュアルに基づく研修を行う、職員それぞれが意識的に取り組むなど、些細なことでも気づき、虐待の芽を摘むことができるよう期待します。

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

【A20】 A-3-(1)-①  
保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b

<コメント>

月間指導計画は活動内容だけでなく、個々の子どもの成長や意欲、その取り組む姿勢を記載し、振り返りを文章化できる書式になっています。毎日、保育日誌を丁寧に記録し、クラス内で週の振り返りを話し合っており、翌週の保育計画の確認、見直しを行っています。そして月末にはその月の課題を反映した翌月の月間指導計画につなげるよう取り組んでいます。ただし現在、会議では各クラスの指導計画について意見交換する時間を設けていません。今後は会議の場で指導計画についてや、保育の改善や質の向上に向けて話し合う時間を設けることが期待されます。職員は「子どものかかわり」や「保育環境」などについて年間の目標をたてて園長と面談を行っています。毎月同じ書式で目標をたて、振り返り、翌月に向けての課題を出しています。園長は面談により、人材を育成し保育の質の向上に努めています。年度末に行う保護者アンケートからの意見や、会議などで職員から出た意見、職員の自己評価などを園全体の自己評価につなげています。